

2019年2月5日号 広報ごてんば

キャッシュカードは、絶対に他人へ渡さない!!

昨年は、警察官や市職員などのかたり、自宅を訪問して、キャッシュカードをだまし取る「受け取り型」の詐欺が急増しました。

市内でも「市職員を名乗り、『医療費の還付があるので振込先の銀行を教えてください』と電話があり、銀行名を教えた。すると『キャッシュカードはあるか』と訊かれ、『ある』と答えると、『その銀行のキャッシュカードは新しくしないと使えないので、預かりに行く』と言われたが本当か」といった相談がありました。

市職員が還付金返還のためにキャッシュカードを受け取りに行くことは、絶対にありません。「キャッシュカードを預かる」と言われたら、詐欺です！絶対にキャッシュカードを渡さないでください。また、暗証番号も教えてはいけません。

不審な電話があったら、市消費生活センターまで情報をお寄せください。